

**多量排出事業者処理計画作成について
(第6版 令和3年4月)**

福岡市環境局産業廃棄物指導課

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条第9項及び第12条の2第10項の規定に基づき、多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理計画（以下「処理計画」という。）を作成し、当該年度の6月30日までに都道府県知事等（本市の場合は市長）に提出する義務があります。

2 多量排出事業者とは

多量排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の3及び第6条の7で定められており、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場及び前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者をいいます。汚泥の脱水施設や焼却施設等により事業所内で産業廃棄物の処理を行っている場合は、処理前の量を発生量とします。

なお、建設業においては、本店、支店及び営業所等事業を総括する事務所単位で提出することとし、福岡県域（北九州市、福岡市及び久留米市の区域を除いた地域、以下同じ。）、北九州市、福岡市及び久留米市ごとに発生量を集計し、それぞれの地域で多量排出事業者となる場合はそれぞれの地域で処理計画を提出してください。

また、事業場全体では該当するがそれぞれの地域毎には該当しない場合は、事務所が所在する地域に処理計画を提出してください。

・福岡市に本社等がある建設業者の処理計画の提出先（県外排出分は不問）

例1

総廃棄物発生量	5,000t	提出
福岡県域	1,500t	○
北九州市域	1,200t	○
福岡市域	1,200t	○
久留米市域	1,100t	○

例2

総廃棄物発生量	3,000t	提出
福岡県域	1,500t	○
北九州市域	200t	×
福岡市域	1,200t	○
久留米市域	100t	×

例3

総廃棄物発生量	1,100t	提出
福岡県域	600t	×
北九州市域	200t	×
福岡市域	200t	○
久留米市域	100t	×

例4

総廃棄物発生量	700t	提出
福岡県域	300t	×
北九州市域	200t	×
福岡市域	100t	×
久留米市域	100t	×

3 産業廃棄物処理計画の作成

産業廃棄物処理計画は、法第12条第9項の規定に基づき作成するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の4の5の規定により施行規則様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」を作成し、当該年度の6月30日までに提出してください。

なお、注意点は下記のとおりです。

(1) 提出者について

提出者については、製造業等の場合は、処理計画の作成単位である事業場又は支店等を管理している代表者等（工場長、工場管理者、支店長など）とすることができます。また、建設業等の場合は、原則として、処理計画の作成単位である支店等の代表者等（支店長など）とすることができます。

(2) 計画期間について

計画期間は、原則として4月から翌年3月までの1年間としますが、中長期的な視野にたって複数年度を計画期間とすることも可能です。ただし、複数年度にわたる計画を策定している場合においても、多量排出事業者が該当した年度には当該計画を提出する必要があります。

(3) 目標について

目標の各欄については、建設業等のように受注によって大きく左右される場合も想定されますが、過去数年間の傾向や前年度の受注高を基にして推計する等により数値を求めて記載してください。

また、記載する数値については、重量で記載することとされていますので、体積や個数で把握している場合には、重量で換算してください。

(4) 各欄に記入すべき事項の全てを記入できないとき

各欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。

(5) その他

下記7のとおり、提出された計画等については、本市ホームページにて公表されますので、個人情報等保護の観点から、担当者等の個人名の記載及び法人の代表印の押印はされないようお願いします。

4 産業廃棄物処理計画実施状況報告

産業廃棄物処理計画実施状況報告は、法第12条第10項の規定に基づき、前年度の処理計画に対する実施状況を報告するもので、多量排出事業者が該当した翌年度の6月30日までに、施行規則第8条の4の6の規定により施行規則様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、提出してください。

なお、前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン未満であっても前年度に多量排出事業者が該当している場合（前々年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上）は、この報告書のみを提出する必要があります。

5 提出方法

電子媒体（PDF形式）による提出を原則としますが、やむを得ない場合は、紙媒体による提出でも構いません。

・電子媒体：sanpai.taryou@city.fukuoka.lg.jpへ電子メールにて送付

・紙媒体：下記へ郵送又は持参

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市環境局産業廃棄物指導課（福岡市役所行政棟13階）

電子媒体で送付された場合は、受信後受理した旨の返信を行います。なお、提出控えが必要な場合は、紙媒体によりそれぞれ2部作成し提出してください。1部を提出控えとして審査終了後に事業者へ返還します。また、郵送により提出する場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

6 特別管理産業廃棄物事業者に係る処理計画等

多量に特別管理産業廃棄物を生じる事業者における処理計画は、法第12条の2第10項の規定に基づき、施行規則第8条の17の2により施行規則様式第2号の13「特別管理産業廃棄物処理計画書」を作成し、提出してください。

なお、計画策定に当たっては、多量に産業廃棄物を生じる事業者の処理計画策定方法（前記3「産業廃棄物処理計画の作成」）に準じて策定してください。

また、実施状況報告は法第12条の2第11項の規定に基づき、施行規則第8条の17の3により施行規則様式第2号の14「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を作成し、提出してください。

提出方法についても、多量に産業廃棄物を生じる事業者の処理計画（前記5「提出方法」）に準じます。

7 処理計画及び実施状況報告の公表

提出された処理計画及び実施状況報告については、本市ホームページ（<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/sanhai/hp/sangyouhaikibutu/haisyutujigyousya/024.html>）にて公表されます。

8 罰則

処理計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者及び実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者については、法第33条第2号及び第3号の規定により、20万円以下の過料が課せられます。

9 問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市環境局産業廃棄物指導課（福岡市役所行政棟13階）

☎（092）711-4303